

令和7年6月定例会 防災・環境対策特別委員会（付託）

令和7年6月26日（木）

〔委員会の概要〕

出席委員

委員長	古川	広志
副委員長	岡田	晋
委員	福山	博史
委員	岡本	富治
委員	古野	司
委員	重清	佳之
委員	寺井	正邇
委員	仁木	啓人
委員	達田	良子

議会事務局

政策調査課副課長	仁木	ちあき
政策調査課課長補佐	福良	美和
政策調査課主任主事	丹生	瞳

説明者職氏名

〔危機管理部〕

部長	佐藤	章仁
副部長	川口	陽一郎
次長（危機管理政策課長事務取扱）	大井	文恵
防災対策推進課長	明星	康信
防災対策推進課被災者支援推進室長	唐渡	茂樹
消防保安課長	奥田	理悦

〔生活環境部〕

部長	飯田	博司
生活環境政策課長	島	智子
サステナブル社会推進課長	松本	進一
環境指導課長	加藤	貴弘
環境管理課長	田中	麻理

〔保健福祉部〕

部長	福壽	由法
保健福祉政策課長	美原	隆寛

医療政策課救急・災害医療対策室長
長寿いきがい課長
障がい福祉課長

岡本 理恵
島田 准子
杉生 忍

〔農林水産部〕

部長
農林水産部次長（水産振興課長事務取扱）
みどり戦略推進課長
鳥獣対策・里山振興課長
畜産振興課長
林業振興課長
農山漁村振興課長
生産基盤課長
森林土木・保全課長

里 圭一郎
岡久 正治
水口 晶子
渡辺 裕恭
福見 善之
須恵 丈二
中原 幹起
若山 健一
井村 慎也

〔県土整備部〕

部長
副部長
道路整備課長
住宅課長
住宅課建築指導担当課長
河川政策課長
河川整備課長
砂防防災課長
水環境整備課長

新濱 光夫
小津 慶久
披田 毅
藤本 裕幸
濱 佳孝
山本 英史
香川 忠司
姫氏原健司
細岡 卓也

〔病院局〕

局長
総務課長

蛭原 淑文
春木 達也

〔教育委員会〕

教育長
施設整備課長
体育健康安全課防災・健康食育推進幹

中川 斉史
大和 研二
月本 直樹

〔警察本部〕

警備部長
警備部警備課長

田村 聡
山本 英児

【報告事項】

○令和 6 年度野生鳥獣による農作物被害の状況について（資料 1）

○令和 6 年度徳島県流域下水道事業会計の決算概要について（報告）（資料 2）

古川広志委員長

ただいまから、防災・環境対策特別委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

里農林水産部長

この際、1点御報告させていただきます。令和 6 年度野生鳥獣による農作物被害の状況についてでございます。

資料 1 を御覧ください。1、農作物被害額でございますが、8,645万6,000円となっており、前年度から881万7,000円の増となっております。

2、獣種別農作物被害額の概要でございますが、（1）ニホンジカによる被害額は、3,460万8,000円と、前年度に比べ、812万4,000円の減となっており、（2）イノシシは、2,757万8,000円と、前年度に比べ、1,315万6,000円の増、（3）ニホンザルは、1,867万8,000円と、前年度に比べ、429万9,000円の増、（4）その他として、カモなどの鳥類や、ハクビシンなどの中型獣類は、559万2,000円であり、前年度に比べ、51万5,000円の減となっております。

3、獣種別の捕獲頭数でございますが、ニホンジカは、1万8,692頭となっており、前年度に比べ、110%、イノシシは、7,330頭となっており、前年度比233%、ニホンザルにつきましては、2,186頭となっており、前年度比236%となります。3獣種の合計につきましては、2万8,208頭と、過去最多の捕獲頭数となりました。

また、4、今後の対策といたしまして（1）防護対策につきましては、侵入防止柵の設置や追い払い、放任果樹の除去など集落ぐるみによる防護対策への支援を行うとともに、

（2）捕獲対策につきましては、市町村や地域協議会、猟友会と連携した捕獲を推進するとともに、サルの位置情報をリアルタイムで共有できる最新式GPS首輪による、効果的な捕獲手法を検証してまいります。（3）担い手対策につきましては、林業従事者や森林所有者等を対象に、わなの見回り負担を軽減する I C Tを活用した捕獲技術講習会や現地実習による、新たな捕獲の担い手を育成してまいります。

今後とも市町村や関係機関と緊密な連携の下、対策を進め、農作物被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

新瀨県土整備部長

1点、御報告させていただきます。

資料 2 を御覧ください。令和 6 年度徳島県流域下水道事業会計の決算概要についてでございます。

この決算につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、監査委員による決算審査を受け、9月定例会に提出し、決算認定特別委員会において御審議いただく予定となっております。

り、このほど、決算調製が終了いたしましたので、その概要につきまして、御報告を申し上げます。

（１）業務の状況でございます。令和 6 年度の年間総処理水量は 231 万 4,370 m^3 、1 日平均は 6,341 m^3 でございます。

（２）収支の状況でございます。まず、左下に記載のア、収益的収支でございます。収入は、市町の管理運営負担金など 9 億 5,905 万 1,657 円、支出は、指定管理料や減価償却費など 9 億 5,794 万 6,294 円となっており、当年度は、110 万 5,363 円収入が支出を上回っております。

次に、右側のイ、資本的収支でございます。収入は、企業債や、一般会計からの繰入金など、5 億 6,641 万 5,932 円、支出は、企業債償還金など、5 億 6,681 万 1,546 円となっており、当年度は、39 万 5,614 円支出が収入を上回っておりますが、不足額については、過年度分損益勘定留保資金等にて補填いたしました。

令和 6 年度の決算概要については、以上でございます。今後とも、適正かつ効率的な経営を行い、持続可能な下水道サービスの提供を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

古川広志委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

古野司 委員

ただいま、里農林水産部長から報告がありました野生鳥獣による農作物被害の状況に関連して質問させていただきたいと思います。

那賀川の最上流部、剣山の麓の南つるぎに不入山という山があります。その不入山は、昭和 60 年ぐらいまでは、大きなブナがあったり、ウラジロモミの巨木があったりということで、うっそうと茂った森の中の足下にずっとスズタケが生えているきれいな山だったんです。

それが、スーパー林道の開通中に、ブナに関しては、チップ材ということでほとんど皆伐をされてしまって、出荷されて、一部のウラジロモミが残りました。きれいなスズタケが広く山の足下を覆っていたという状況で、一度人間が入ったら、そのスズタケに方向感覚を失って、なかなか出ることができないということで、不入山という名前の語源となっています。人が入ってはならないというか、人が入れない山ということで、そう呼ばれていたのです。

標高でいえば 1,600m 半ばぐらいの高さの山なんですけれど、ちょうど 2000 年ぐらいから、シカが上がってきまして、被害が出始めて、今から 13 年ほど前には完全に裸状態までスズタケが食べられるなど、被害が進んでおりました。

12 年前にも深刻な被害が出ているということで、当時の那賀町議会や町長、みんなで見に登ったんですけれど、今年の 4 月末、12 年ぶりに、10 年の期間が過ぎた中でもっと被害

が進んでいるということで、那賀町議会が視察をしようという中で、私もお声掛けいただいて参加をさせていただきました。そして鳥獣対策・里山振興課の方にも御参加いただいて、同行いただいたということがありました。

多分、慣れない山に登っていただいて、非常に苦労されたかと思うんですけど、被害の状況というか、今の山の状況を見られて、どのような感想をお感じになったか、まずそれを先にお聞かせいただきたいと思います。

渡辺鳥獣対策・里山振興課長

ただいま、古野委員より、不入山周辺のシカによる食害現地確認の今回の印象についての御質問を頂きました。

古野委員のお話のとおり、那賀町役場からの御連絡を頂きまして、4月24日に古野委員や那賀町役場、それから那賀町議会の委員の方々と那賀町岩倉にあります山の家奥槍戸を出発いたしまして、不入山の山頂までシカによる食害状況の現地調査に同行させていただきました。

その際、道中の至る所でシカによると思われる、スズタケなどの下層植生の減少ですとか、あるいは樹皮が剥がされたという状況など、自然植生の衰退が見受けられたということでございます。

古野司委員

当日は、大変御苦労様でございました。

場所が分かりづらいかも分かりませんが、剣山に登ったことがある方だったら、お分かりになると思うんです。剣山の山頂に立って南のほうを望んだら真下に見える、標高300m差で正面2kmほど先の山の山頂部分が不入山になります。

今もお話しいただいたように、私なんかが見ても、被害は行くところまで行きつつあるなという感じは持っているんですけど、当然、シカの駆除、捕獲をしていただかなければいけないと思うんです。それをしていくだけでは、既に山を覆っているスズタケだったり、ウラジロモミの再生というのは不可能ではないかなと思うんですけど、今後の対策は、どのようにされていったらいいとお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

渡辺鳥獣対策・里山振興課長

ただいま、古野委員より、不入山周辺のシカによる食害の状況から、今後どのように対策を進めていくのかという御質問を頂きました。

県では、市町村が実施しております有害鳥獣の捕獲への支援に加えまして、剣山山系などのシカの生息密度が高い地域におきまして、県自ら個体数調整の捕獲を実施しております。令和6年度には国や県が連携して捕獲したシカの捕獲頭数は594頭で過去最多となりました。

現地確認をしまして、改めてシカの捕獲の必要性を実感したところでございまして、引き続き、那賀町や地区猟友会など関係機関・団体とも連携の下、不入山周辺をはじめとします剣山山系でのシカの個体数を減少させられるよう取り組んでまいりたいと考えており

ます。

それから古野委員のお話のとおり、現地確認ではスズタケなどの下層植生の減少とか、樹木の剥皮などが見られるため、まずは関係各課と連携いたしまして、地元那賀町や森林所有者の御意見をお聞きするとともに、国や県での取組事例について情報収集を進め、不入山周辺の対策について検討してまいりたいと考えております。

古野司委員

先ほど申し上げたように、10年余り前の時には、ちょうど食べられてしまって、裸になった状態だったんです。

今回行った時には、その裸の状態が10年間たって、表土が流れて、まだ生き残っている巨木の根が歩きにくいぐらいむき出しになっているのです。大体、厚いところであれば10cmを超える厚さの表土が流れてしまって、無くなっております。

御存じだろうと思うんですけど、表土の柔らかい部分ができるまで、1cmで大体100年掛かるんです。ということは、10cmを超えるところは、1,000年以上掛けて積もった表面の一番豊かな土が流れてしまって、底の岩石が見えかけているという状態で、所によったら崩壊を始めて、南側に流れたら那賀川の本川に入りますし、北側に流れれば坂州木頭川という那賀川の最大の主流に流れていきます。両方とも小見野々ダムと長安口ダムに即、土砂が入るんです。

当然、鳥獣害の対策は、これからもずっと打ち続けていただければ、多分、止まることはないでしょう。ただ、次の段階として、治山であったり、砂防であったりとか、また河川の関係であったりとか、多分そのあたりまで幅広く、横の関係を密にしながら、次の段階に進んでいただけなかったら、土砂が流れかけた状態にもなっています。まず止まることは難しいだろうけれど、かといって、そのまま放置したら山腹崩壊が大きくなっていくと、表土の流失だけで済まないという状況になっています。

すぐ横に木頭の久井谷という50年前に地滑りがあった山があるんですけど、そこも100個からの数の砂防ダムがずっと連続してあるんですが、その砂防ダムを全部超えて本川に入っていきます。多分、まもなく同じ状況になっていくんだらうと思います。

当時は集中豪雨でなったんですけど、今回は山が裸になったということからスタートしています。

これは、多分、不入山だけでなく、三嶺のほうや吉野川水系、高山に関してはどこも同じような状況になっていると思うんです。

深刻に捉えていただいて、上流部の山の崩壊だけでなく、タイムラグがあるでしょうけれど、当然年数を経てから、河川に入っていくということが発生します。

県土整備部も含めて、全体でお考えいただくようなことをこれからよろしくお願いしたいと思います。

また次の機会にも、お話をお伺いしますので、研究するようにしていただいたらとお願いしておきます。

岡本富治委員

古野委員と私の所は、人間よりもイタチが多いという状況で、確か那賀町の人口密度が 9.1%、上勝町は 11% だったか。

何が言いたいかというと、ワンツーで少ないのです。先ほどの話を聞きながら、そんな話をしているんですが、人間が多くないと思うんです。

我が会派の元木議員が消防の広域化という質問をしました。

質問の段階でもいろいろ相談があったんですが、これはずっと言っているのだけれど、なかなかうまくできないということで、大変努力をしていただいて申し訳ないんですが、これはなんとかしないといけない。

元木議員の質問があった次の日に、結構電話がありました。確か持続可能な消防体制の実現に向けて、消防広域化の議論を喚起するという知事の答弁がありました。

そして、私の顔をずっと見ていましたが、勝浦町と上勝町と佐那河内村における消防非常備の解消が重要であると認識をしていますと、しっかり言ってはくれました。

けれど、なかなか大変でして、今言った町村の中で県議会議員は僕しかいないものですか、何とかしてほしいなという思いが非常に強いんです。

全国の消防非常備の状況というのはどうなっていますか。

奥田消防保安課長

岡本委員より、消防非常備の全国の状況について御質問を頂きました。

全国的には、平成 18 年に消防組織法に消防広域化が位置付けられて以降、40 町村のうち 11 町村が消防非常備を解消しております。

残る 29 町村のうち、離島が 21 町村ございまして、これを除きますと、消防非常備は和歌山県の 1 町、宮崎県の 4 町村、徳島県の 3 町村、計 8 町村のみとなっております。

岡本富治委員

言っていたとおりのようですが、正に全国で 8 町村しかない、その中の 3 つが徳島県にあるということで、いろいろ難しいということは、ずっと過去から話していますので、よく分かっているんですが、先ほどの答弁を聞くと、まずいと思います。なんとしても消防の広域化の中で、そのことを何とか解消できないかという思いがございます。

多分、答弁は難しいと思うんですが、例えば勝浦町とか上勝町は救急車が 2 台しかいません。不思議なんだけれど、2 台とも一緒に私の事務所の前を通ることが妙に多いんです。そうしたら、そこには何もない状況があって、命が危ないというときは、町立病院ではなくて徳島赤十字病院まで救急車が行きますので帰ってきません。なかなか帰ってこない。そうしたら、もしそんなときに何かあったら何もないというのが現実なんです。

だから、改めて県の消防広域化というものにどう取り組んでいくのか、先ほどの解消も含めてお願いします。

奥田消防保安課長

本県では消防非常備を解消するため、これまで地域ブロック単位で隣接自治体と協議を行ってまいりましたが、岡本委員のお話のとおり、消防非常備の解消には至っておりませ

ん。

県といたしましては、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震などの大規模災害に迅速かつ的確に対応するためにも、消防非常備の解消を含む消防広域化は早急に取り組むべき課題であると考えております。

このため、8月にも消防広域化推進協議会（仮称）を設置し、各市町村や消防本部に消防の現状や将来に向けた課題を踏まえた消防広域化に対する理解を促すとともに、改めて消防広域化に向けた議論を喚起してまいりたいと考えております。

また、消防広域化推進協議会（仮称）では全国のベストプラクティスを調査・分析するとともに、将来的な人材不足や財政見通しも踏まえた中長期的な消防力のシミュレーションを実施し、これらをもとに消防非常備の解消を含む徳島県全体の消防体制のあるべき姿について、具体的な議論を深めてまいります。

今後とも、持続可能な消防体制の実現に向け、しっかり取り組んでまいります。

岡本富治委員

8月に消防広域化推進協議会（仮称）を立ち上げてくれるということなので、しっかり頑張してほしいと思います。佐藤危機管理部長は、このことに大変な御理解を昔から示されていますので、よく佐藤危機管理部長とも相談をして、何としても今回は形あるものに仕上げてほしいと思います。難しいのは本当によく分かっているのだけれど、全国で八つしかなくて、そのうちの三つが徳島県であって、私のエリアというのはつらいものがあります。

何よりも命を守らないといけないので、消防の使命というのが大事ですから、なんとかお願いします。

いろんなイベントがあるんですが、お正月の消防の出初式というのが、私にとっては一番緊張をするというか、一番、これは県議として、政治家として、やらなければいけない問題が多いというのを、正月の寒い中でずっと感じてきています。

上勝町は、前に並んでいる消防団員のうち65歳以上の人がかなりいます。そんな状況ではいけないと、重々お分かりいただいていると思うので、しっかり形あるものにまとめていただきたいとお願いを申し上げます。

いつもですが、雨が降ると、勝浦川はどうしても、正木ダムがどういう状況にあるかということが一番の基本でして、県からもよく連絡をいただいて、それはそれで、とても有り難いと思っています。

今日の正木ダムの貯水位というのは167.88mで、いい数字です。多分普段と変わっていないと思うんですが、最近その数字が167.88mで貯水率が83%です。雨がたくさん降ると、私はその数字を見ながら、川の水が動き出したときに、現実には堤防でどのぐらいまで来ているのかを、45年ぐらい見ているのです。それぐらい正木ダムが果たしていることは、災害の中でとても大きいんです。

県営だから難しいけれど、正木ダムに溜まっている土砂も取らないとうまくいかないというお願いをして、かなり取っていただきました。その辺の現状等について、今後のことも含めてお願いします。

山本河川政策課長

ただいま、岡本委員から、正木ダムの堆砂状況の実績と今後の予定ということで御質問を頂戴いたしました。

正木ダムにおきましては、ダムの機能を維持するため、岡本委員のお話のとおり令和 2 年度から貯水池の堆砂対策を進めさせていただいております。

これまでの取組をまず御説明させていただきますと、堆砂を除けるには、機械とかダンプを入れる必要がございます、令和 2 年度に貯水池への進入路の整備、令和 3 年度から堆砂除去に着手させていただいております。

近年の実績でございますが、令和 4 年度が 5,500 m^3 、令和 5 年度が 5,400 m^3 、令和 6 年度が 6,700 m^3 を掘削しております、これまでにトータルで約 2 万 1,000 m^3 の堆砂除去をしているところでございます。

また、本年度につきましても、引き続き、現地での堆砂除去、現地測量等を実施いたしまして、今後除去する量や箇所について精査して対応していきたいと考えております。

岡本富治委員

5,000 m^3 、6,000 m^3 取っていただいておりますが非常に有り難いんですが、取っている所がよく見える所です、取ったけれども、また、たまっているという状況です。

そういうのがダムの貯水池なのかなと思うので、基本的には取っていただいておりますが、しばらく継続して取っていかないとまずいのかなということで、今年度も取っていただくということで安心はしたんです。何回も言いますが、本当によく見える所でして、住民の方が、あれを取ったらいいよねと言いながら、また、たまっているなど。

昨日も勝浦町長がうちの店に 1 時間ぐらいいて、いろいろ際限のない話をしていました、そこは、すごく大事なので、是非引き続いてお願いをしたいなと思います。

元々勝浦川の 49.636km の中で、砂利がいっぱいたまっていたので、それをしっかり取っていただいたら流れが良くなるという話をしていました。それだけでは駄目だから正木ダムということになったんですが、基本は勝浦川の、特に小松島市の江田町とか、田浦町とか、今は飯谷町とか、そういうのが危ないのです。その辺の実績とか今後の予定も言っていただければ有り難いなと思います。

香川河川整備課長

ただいま、岡本委員より、勝浦川の河道掘削の実績と今後の予定について御質問を頂きました。

勝浦川におきましては、平成 30 年度から本格的に河道掘削に着手しております、河川の湾曲部でありますとか川幅の狭小部、それから更には被害が発生しやすい場所を中心に実施してきたところでございます。

具体的に過去 3 か年の実績を申し上げますと、勝浦町内で約 2 万 3,400 m^3 、小松島市内で約 7,500 m^3 、徳島市内で約 7 万 700 m^3 の河道掘削を実施してまいりました。

それから今年度は、勝浦町の沼江地区、それから徳島市の飯谷地区などで予定をしてお

りまして、引き続き、水位の低減効果の高い河道掘削に取り組んでまいりたいと考えております。

岡本富治委員

足したら、10万2,000m³になるのか、現実には、多分もうちょっと取れていると思います。

例えば徳島市の飯谷橋はいつも浸水していましたが、土砂を取ったためか、今はほとんど浸水していません。

同じ量の雨が降ったら、僕は見に行くんです。徳島市の丈六町で10cmか、勝浦町は5cmか、これからまた取っていただくという話なので、昔と同じような雨が降って、堤防があつたら、この辺まで上がってきて、どうなのと見たときに、変わってくると思うんです。

そこでいう5cmと10cmというのはすごく大きいんです。目で見ても分かるぐらいです。堤防の上の道路から、水がこの辺だったら、あと1mだなというので安心ができるんです。何回も言いますが、同じ雨が降っても、大分下がっています。

でも、先ほどお話があつた沼江の所は多分6万m³ぐらいたまっていると思うんです。今、取っていただけるという話だったんですが、それも計画的に取っていただきたい。

道の駅や、よってネ市は、勝浦町の一番集まっている所なので、多分取らないと大惨事が起こりそうな所なのです。

その辺も多分よく把握されていると思うんですが、予算の関係もあるんですけど、まだ閣議決定だから、選挙に勝たないとどうにもならないのだけれど、せっかく中期計画の20兆円という数字が出ていて、20兆円ぐらいというのが、みんな頭の中にあるので、これからも取っていただけるという感覚でいますので、その辺はまた住民の皆さんの声もお聞きいただいて、しっかり対応してほしいと要望して終わります。

達田良子委員

ごみの問題についてお尋ねをしたいと思います。

5月26日に、いろいろごみ問題の学習をされている有志が集まりまして、阿波市で勉強会があつたんです。

その時に参加をさせていただいたんですけども、お聞きをしてびっくりしたのは、令和4年度の全国都道府県別ごみ処理コストなんですけれども、組合分担金を含む処理コストでトン当たり6万7,431円というのが徳島のお金で、全国一高いということなんです。それともう一つは、都道府県別ごみでトン当たりの中間処理費は3万504円ということになっておりますが、これも全国一高いという資料を頂いたんです。

それで、東京都よりも高いわけなんですけれども、ごみ処理コストが、なぜ徳島県は全国一高いのか、このことについて教えていただけたらと思います。

加藤環境指導課長

ただいま、達田委員より、ごみ処理コストの全国比較について御質問を頂きました。

環境省におきましては、毎年、市町村からの報告に基づきまして、一般廃棄物処理実態

調査を取りまとめておりまして、この中に処理の費用ですとか、ごみの発生量、リサイクルの量などが出ておりまして、これを研究者の方とか、あるいは業界団体の報告、報道などで、ごみ処理コストとして算出し、発表されているところと伺っておりますが、そもそも環境省のデータそのものに、都道府県ごとのごみ処理コストのランキング等は掲載されておきませんので、飽くまでそれぞれの機関や団体の調べるデータという位置付けと認識しております。

達田委員から、昨日、そのお話をお聞きしておりまして、この度の御指摘も踏まえまして、県でも、環境省が公表しております最新の令和 5 年度の一般廃棄物処理実態調査のデータを用いまして、県全体のごみ処理経費からごみの総処理量を除しまして、1 トン当たりのごみ処理の経費を、概数となりますが、試算として計算してみましたところ、約 5 万 5,000 円という数字が算出されました。全国の平均を出しましたところ 4 万 2,000 円となっておりますので、達田委員がおっしゃるように数字の上では大きく上回る数値となっております。

なぜ処理コストが高くなっているのかということについて、ただいま達田委員から中間処理費用が高いのではないのかという御指摘もありましたが、本県の場合、一般廃棄物処理のデータを分析いたしますと、特にリサイクルとして再資源化する割合というのが、令和 5 年の数字でいきますと 16% 程度になっておりまして、全国水準平均が 20% というところからいくと下回っております。その結果、中間処理というのは焼却ですので、リサイクルに回らず、結果的に紙類やプラスチックが焼却されているものと考えるところでございます。

廃棄物の焼却につきましては、ダイオキシン類への対策として高温の処理が必要なこと、また県内のごみ焼却施設が全般的に各市町村で老朽化していることもございまして、さらには、令和 5 年度の話でいきますと、燃油価格の高騰というのも大きく影響して、焼却処理に関するコストが高くなったことから、各市町村におけます処理としての、全体の処理費用を押し上げているのではないのかと分析するところでございます。

達田良子委員

ごみを集めて来てくださって、それをきちんと処理してくれるということで、非常に有り難いことなんですよね。

昔はどこにでもごみを捨てているというのもありましたけれども、週に 1 回、2 回、またごみの種類によって集める日も違うんですけれども、一生懸命集めてくださって処理をしてくれているということなんです、集め方によって市町村で大きな違いがあるなということも感じるんです。

私の住んでおります所は、燃えるごみと燃やせないごみ、それから粗大ごみの日とかあるんですけれども、燃えるごみでも燃やせないごみでも何でも一緒に入れておいていいというような所もあるんです。

それがどういうふうにもコストを高くしているのか。燃やしている処理の仕方にもよるのではないかと思うんです。

学習会の時に講師の先生がおっしゃったのは、ごみをどういうふうにも処理をしようかと

いう議論がこれまでずっと行われてきて、燃やすのかあるいは埋め立てるのかとか、それからどういうふうなごみの処理施設を作るのかという議論に重きを置かれてきたんだけど、これからはどうやってごみを減らしていくのかという議論にいかないといけないのではないかなというようにことをおっしゃいました。

ですから、私たち一人一人の問題でもありますけれども、いかにごみを少なくしていくかというのは、とても大事な問題なんです。

この処理コストをどういうふうに下げていくのかというのは、大きな問題だと思います。

それとごみをどうやって少なくしていくのかというのとつながっていると思うんですけども、その点についてお尋ねしたいと思います。

加藤環境指導課長

ただいま、達田委員より、市町村のごみ処理における処理コストをどのように下げていくのかという御質問を頂きました。

先ほども県としての分析を申し上げましたとおり、ごみ処理費用を押し上げているのは、要因としては中間処理費用、つまりは焼却に掛かる費用が他県と比べて大きいと認識しております。

これにつきまして、一つには、現在、県内の各市町で検討、あるいは建設が進められております中間処理施設の改修・改築が進むことによりまして、施設が更新されて新しいものになれば、より高度化されていきますので、処理費用の低減が図られていくものと考えてところでございます。

そして一番は、今、達田委員からもお話がありました、当然ごみが少なくなれば処理費用が安くなりますので、ごみの排出抑制、更に分別の徹底などによりまして、紙やプラスチックなどが再資源化可能なものにつきましては、可能な限りリサイクルしていただくと。

そのためには市町村における収集・分別の体制の構築、また県民の皆様お一人お一人の御協力を頂くことが重要であると考えております。

県といたしましても、先月には、小型家電につきまして、現在、分別再資源化が進んでいない地域が多いということもありまして、全ての市町村に参画いただきまして推進会議を立ち上げたところでございまして、こうした小型家電ですとか、あるいは発火が問題になるリチウムイオン電池、そしてプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和 4 年からスタートしておりますが、2035 年までには、全ての使用済みプラスチックは再資源化するというような、そういう目標を掲げた法律もできております。

国が推し進めております資源循環、最近ではサーキュラーエコノミーと、かっこよく横文字で言うておりますが、そういったことを官民挙げて推進するために、県民の皆様にもそういったことが浸透していきまして、ごみ処理費用全体の低減につながっていくものと考えております。

県といたしましては、引き続き市町村と連携し、今、言いましたようなことを県民への啓発及び資源循環促進に努めていきたいと考えております。

達田良子委員

捨てればごみ、分ければ資源とかよく言われます。今までごみはごみとして、不要なものと思われていましたけれども、これは大事な資源なんだという考え方に立ってリサイクルを進めていくというような動きがどんどん広まってきております。リサイクルしていくごみの中に、ペットボトルであるとか紙類、それから鉄くずとかアルミとか、そういうものがいろいろあるわけですが、それが有価物として売れる資源なんです。

ですから、自治体にもお金が入ってくるということで、実はごみは宝なんだよということが、今、言われるようになっております。

それで、宝物と言われている中で、ペットボトルの問題でお尋ねをしたいんですが、2月の新聞に藍住町の分が載っていたんですが、水平リサイクルの推進ということで、県と大塚製薬株式会社で締結をしたペットボトルの資源循環型水平リサイクル、ボトルtoボトルの仕組みというのは、どういうふうになっているのでしょうか。

松本サステナブル社会推進課長

ただいま、達田委員から、ペットボトルの水平リサイクルにつきまして御質問を頂きました。

県におきましては、県内で廃棄されますペットボトルの資源循環水平リサイクル、先ほど申し上げておられましたボトルtoボトルのリサイクルでございますが、安定的に行いまして、県内のペットボトル資源の有効利用を促進するために、令和5年7月、ペットボトルの資源循環水平リサイクルの推進に関する協定を大塚製薬株式会社との間で締結しております。

使用済みペットボトルからペットボトルに再生利用するボトルtoボトルにおきましては、資源循環の視点から新たな化石由来原料の使用量削減ですとか、廃棄物処理の削減によるCO₂排出抑制の効果が見込まれておりますので、脱炭素また循環型社会の構築に大きく寄与するものと考えております。

同社との協定におきましては、ペットボトルの資源循環水平リサイクルの推進に関する普及啓発について、相互に連携協力して取り組むこととしておりまして、連携協定の下、県としましても学校現場での啓発授業でありますとか、地域での啓発セミナー等を通じまして、県民の皆様のリサイクル意識の向上、また市町村で水平リサイクルの取組が広がっていくことの取組を進めているところでございます。

達田良子委員

何年か前まではペットボトルを使うのをもうやめましょうということで、自分でボトルとか水筒を持ち歩きましょうというようなことも言われておりましたが、そういう呼び掛けも小さくなってしまって、呼び掛けはしているんですが、ペットボトルはどんどん増えてきて、今はなくては生活できないような状況になっております。

ですから、ペットボトルというのが資源として取り扱われているということなんですけれども、先ほどおっしゃったようなボトルtoボトルのような資源循環型リサイクルシステムが、新聞報道によりますと、自治体が回収したペットボトルを四国合同通運が買い取って、豊田通商のグループ会社などの工場に配送すると。そしてペットボトル用の原料ペ

レットに加工して、大塚製薬株式会社がボトルを再生してくれますというシステムなわけなんです。

県のレベルでこのような協定を結んでいるところというのは、ほかの県でもあるんでしょうか。

松本サステナブル社会推進課長

ただいま、県レベルでの取組ということで御質問を頂きました。

県としましては、先ほど申し上げましたとおり、大塚製薬株式会社との協定を締結して実施しております。大塚製薬株式会社がほかの都道府県とこのような協定を締結しているという事例はございませんが、ほかの飲料メーカーと都道府県との協定ということで全国でほかに2例ございまして、サントリーと茨城県が令和3年7月に、またコカ・コーラと大分県が令和5年8月に、それぞれ協定を締結していることを確認しております。

達田良子委員

現在、これは藍住町との協定のことが記事になっているんですけれども、徳島県内で締結している自治体が、いくつあって、そしてペットボトルの販売価格というのが、自治体によって、それぞれみんな同じなのか、それとも違うのか。その点はどうなんでしょうか。

松本サステナブル社会推進課長

ただいま、各自治体での協定の状況につきまして御質問を頂きました。

県内におきましては現在のところ、5市11町におきまして大塚製薬株式会社とペットボトルの水平リサイクルに関する協定を個別に締結しております。

また、大塚製薬株式会社と別の清涼飲料メーカーと協定を締結している市町村がございまして、そちらが3市町で、県内では19市町で取組が進んでいるところでございます。

なお、買取の価格につきまして御質問もございましたが、こちらにつきましては、それぞれの会社と各市町の個別の協定に基づきまして、両方で協議の上決定されていると認識しておりますので、それぞれの単価について把握はしてございません。

達田良子委員

こういうふうな流れで協定を結んでペットボトルを、ボトルtoボトルで再生していきましようとなっていていっていると思うんですけれども、聞くところによりますと、販売価格が市町村によって差があるというようなこともお聞きしております。

ですから、同じような協定で、同じような組織の中でやっているにもかかわらず、価格が違うというようなことも言われますので、そこがどうなっているのか、すぐには言いませんが、できたら自治体ごとに販売価格を、つかんでいただけたらと思いますので、是非調べていただけたらと思います。

県として、市とか町の協定をこういうふうにしていきましようとか何か働き掛けをしてきたのかどうか、いつからやってきたのかどうかお尋ねしたいと思います。

松本サステナブル社会推進課長

ただいま、市町村に対する取組につきまして御質問を頂きました。

先ほども申しあげました県と大塚製薬株式会社との協定の中におきましては、連携事項としまして県民の皆様への普及啓発など資源循環水平リサイクルの推進、そして持続可能な循環型社会の実現に向けた取組を行うこととしております。

水平リサイクルにつきましては、使用済みの製品を同じ製品にリサイクルするという、水平リサイクルの仕組みが分別回収の徹底で、持続可能な循環型社会の実現につながることで、またペットボトルの再生先が見える化されるということで、住民の皆様のリサイクルの意識の向上が期待できることなどということで、県として、このメリットにつきまして市町村に対して情報共有をさせていただきますとともに、県民の皆様へ周知に努めているところでございます。

達田良子委員

この協定によりますと、4者協定について書かれているんですけども、本協定は「県内で廃棄されるペットボトルの資源循環水平リサイクル、ボトルtoボトルを安定的に行い、廃棄物の減量及び資源の有効利用を推進し、持続可能な循環社会の実現に資することを目的としています」ということが言われているんですよ。

ほかにも、こういうペットボトルを再生していきましようといっって、収集している業者というのは、ほかにもないのかどうか、それと安定的に行いと書かれているということは、この組織がずっと続いていくということなのか、ほかの業者が入り込む余地はないということなのか。その点をお尋ねしたいと思います。

松本サステナブル社会推進課長

ただいま、水平リサイクルにつきまして御質問を幾つか頂きました。

市町村で締結しております水平リサイクルの協定につきましては、先ほど達田委員がおっしゃったとおり、各市町が回収した使用済みペットボトルをリサイクル樹脂として再生をしまして、ペットボトルの原料として利用できるように、長期的かつ安定的な処理体制の構築を図りまして、循環型社会の実現に向けて取り組んでいるところと聞いております。

なお、協定の内容につきましては、同社と各市町、個別の協定の中で、両方で協議のうえ決定されておりますので、詳しい内容につきましては認識しておりません。

また、先ほど19の市町で水平リサイクルの取組が進んでいると申しあげましたが、ほかの市町におきましても、例えばコンビニに回収ボックスを設置いたしまして、事業者と連携して家庭用のペットボトルを受け入れたりですとか、取組を様々な形でされております。ですので、市町の協定の内容は承知しておりませんが、全くほかの事業者を排除するものではないとは認識しております。

達田良子委員

ここで、資源を再利用するリサイクルするというのはいいいことなので進めていかなけれ

ばいけないと思うんですけれども、この資源といいましても、今、私はペットボトルの問題を言っておりますけれども、例えばアルミであるとか、紙であるとか、いろんな資源があります。

ペットボトルのボトルtoボトルでこういうものを安定的に行っていくんですよということが書かれているということは、この処理ルートがかっちり決まってしまって、この処理ルートをこれからもずっと続けていくんだよということになるのではないかと思います。

それがどんな資源ごみであるにせよ、自治体が競争入札で業者や価格を決めていくというのがルールではないかと思います。

ですから自治体の在り方として、こういう制度を決めてしまいまして、ずっと固定的にやってしまいますと、これは問題なのではないかと。

また、リサイクルシステムにつきまして、リサイクル等に係る共同の取組に関する独占禁止法上の指針というのでも出ておりますので、こういうところにも問題点が引っかかってくるのではないかなという思いもするんですけれども、この点について、お尋ねをしておきたいと思います。

加藤環境指導課長

ただいま、ごみ処理のリサイクルの事業者が固定するのではないかとのお話かと思いますが、一般廃棄物につきましては、当然、廃棄物の処理及び清掃に関する法律にございますように、主体的に市町村が処理するようになっていきます。

家庭から出てくるごみは、そもそも地域でどういうふう to 処理をするのかも主体的に市町村、あるいは組合、例えば中央広域とか、そういった組合で決めて処理していくものと聞いております。

その時に、当然、コストの問題ですとか、効率化の問題ですとか、様々な御意見を踏まえて御判断いただいているということで、我々、廃棄物処理法を所管する県といたしましては、そういったことについて、生活環境上の支障がないとか、あるいは適正に処理ができていないとか、そういった部分について各市町村を指導していておりますので、どの事業者がどういうふう to というのは、まずは市町村でお考えいただくというのが適正なのではないかと考えてございます。

達田良子委員

そうしましたら、時間が掛かるかと思うんですけれども、各自治体がどのような取組をして、幾らで販売をしているのかというようなことも、できたら調べていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから 1 番目にお聞きいたしましたごみの処理コストです。ごみの処理コストにつきましても、何々がこうだからこうという、なぜ高いのかということも調べていただけたらと。

時間が掛かると思いますけれども、是非お願いをしておきたいと思います。次の議会までに調べていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

もう 1 点なんですけれども、雨の季節になりますと、あちこちで浸水の心配がされております。

特に、実は私の知り合いが那賀町の山奥のほうにおりますものですから、よく心配されるんですけども、小見野々ダムより上流に住んでおりまして、非常に大きな水害が以前あったんです。

小見野々ダムというのは電力を発電するためのダムなんですけれども、どんどんと砂がたまってしまって、あるいは那賀町木頭助という地域にあります橋脚は、出来た当時と比べて15mも砂がたまっているという状況なんです。

昔、若い時に住んでおりました時には、実はこの橋を渡るのが怖いぐらい高い橋だったんですけども、今は砂がたまっておりますので低い橋になってしまって、そういう状況でどんどんとダムには砂がたまる、そしてやがては、何もしなかったらダムが埋まってしまうわけです。

ですから埋まってしまえば、そのダムより上流に大きな水害が起きるというようなことなので、小見野々ダムの現状、そして課題、水害をなくしていくように、洪水調節能力のあるダムというわけではありませんけれども、それをしっかり考えていただかないと大きな被害になります。今の小見野々ダムに対して、どのような対策をしているのか、砂、堆砂が、どれぐらい毎年入ってきて、どれぐらい取ってるのかお尋ねいたします。

山本河川政策課長

達田委員から、小見野々ダムの堆砂の現状についての御質問を頂きました。

達田委員がおっしゃいましたとおり、那賀町木頭助にございます小見野々ダムにつきましては、四国電力が管理する発電専用の貯水ダムとなっております。

堆砂の状況について、国がホームページ等で公表している資料を確認させていただきましたところ、令和5年度時点で、小見野々ダムの貯水池は約990万 m^3 の土砂が堆積しており、当初の計画堆砂容量の約1.4倍の堆砂が進んでいるということで、ダム貯水池容量を維持していく上での課題となっているところでございます。

これにつきましては、管理者である四国電力が、ダム貯水池内の土砂を大体毎年約11万 m^3 除去しております。

達田良子委員

今、記憶に新しいところで、平成26年8月、那賀川流域でものすごい水害が起きまして、阿南市でも大変な水害が起きました。

阿南市の中学校の校舎が浸かっているという写真が、ニュースで流れたんですけども、実はその時、私は東京に行っておりまして、阿南市が水浸しになってしまってるよ、早く帰らないといけないのと違いますかと仲間に言われて、それを鮮明に覚えているんですけども、小見野々ダムより上流も大変な被害がありました。

そして、木頭出原地区にありました住宅が、床上浸水19戸、床下浸水20戸の被害があったんですけども、砂がどんどん上に上がってきていると。深い谷だったのが浅い谷になってしまって、底がすぐそこに見えているという状況に地形が変わってきてしまっていることが大きな原因だと思うんです。

ですから、人的に取っていくというのは本当に大変なことではありますけれども、取ら

ないとまた大変なことになりますので、毎年毎年、取らないといけないわけです。

これから、洪水をなくすために砂を取るということ、それからそのほかにも、小見野々ダム再生事業で、洪水をなくすためのいろんな話合いが行われて、こういうふうにしていきましようということが言われているんですけども、一向に進んでいないようにも見受けられます。

それで、ここに住んでいる方は、一生懸命、下の人たちが浸からないようにしてくれているけれど、山は人数が少ないし、1軒や2軒だから放置されているんだろうかというようなことが、よく言われるんです。

そういうことはないと思うんですけども、そういうふうに見えてしまう状況でございますので、小見野々ダム再生事業に、是非ともこれから一生懸命取り組んでいただかなければいけないと思うんですけども、今どこまで進んでいて、どういうふうになろうとしているのか、お尋ねいたします。

山本河川政策課長

ただいま、小見野々ダム再生事業に関する御質問を頂きました。

これまで発電専用でありました小見野々ダムに、新たな洪水調節容量の確保や貯水池内の堆砂・土砂の撤去を行う事業といたしまして、国土交通省において、小見野々ダム再生事業が令和2年度から実施計画調査に着手されているところでございます。

現在の状況ですが、今回6月議会の本会議でも御答弁させていただいたとおりですが、再生工法が3案ございまして、こちらの比較検討が国においてなされており、現地でボーリング等、地質の調査を実施していただいている状況でございます。

県としましては、再生工法につきまして年内をめどにお示しいただけるように要請をしているところでございます。

達田良子委員

毎年、四国電力によって土砂を取り続けていただいているということなのですが、なかなか追いつかない状況ではないかと思うのです。

ダム上流は、元のような姿に戻るといったことはないと思うのです。昔は、ものすごい深い溪谷でありましたけれども、それが浅い川になってしまっている状況なんです。ダムを作れば、必ずそのダムは土砂で埋まっていくと、それが運命なんです。ですけれども、人間が住んでいる以上、対策を講じていかなければいけないと思います。

小見野々ダムの再生事業では、トンネル案、ダムを下流に移設する案、ゲートの改造案などが検討中となっていますが、実際に有効的な対策がこの中であるのかどうか、お伺いしておきたいと思います。

山本河川政策課長

達田委員から、小見野々ダム再生事業に関する三つの工法案の事例についての御質問を頂きました。

放流ゲートの増設、放流トンネルの新設、ダム施設の下流移設の三つの案につきまして

は全国でいろいろ事例がございます。

例えば放流ゲートの増設につきましては、我が県の長安口ダムで実績がございますし、ほかのところでも今やっただいていただいているところです。

また放水用トンネルにつきましても愛媛県の鹿野川ダムで、ダム下流移設につきましても、青森県の津軽ダムでも実績がございます。

達田良子委員

ものすごく壮大な計画になっていくし、お金もずいぶん掛かるとは思うのですが、私は那賀川の上流を元の溪谷に戻していただきたいという思いなのです。50年代に住んでおりました時には、非常に深い溪谷だったのです。それがみんな埋まってしまって、浅い川になってしまった。景色が本当に変わってしまっております。

昔、坂州の上流にありました県の追立ダムも、深いダムだったのですが、埋まってしまった。今いらっしゃる職員さんは砂防ダムだと思っているのです。

ですから、ダムはどんどん埋まっていくというのは運命で仕方がないというところはあるかもしれませんが、人が住んでいる以上、そしてここに住み続けたいと思っている方がいる以上は、安全な川づくりに是非取り組んでいただきたい。そして元の溪谷に戻すんだという思いで、是非取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくお願いして、終わります。

仁木啓人委員

それでは、私からは事前委員会で申し上げました、これまで能登の震災であるとか、避難所の関係で、その避難所において、今後必要になってくるのは、水の確保、例えば防災井戸とか、水道が止まった際の水の確保であるとか、また水が止まることによりトイレをすぐに使用しないようにすることが、最近では一番の一つのルールになってきていると思います。トイレが使用できない、水が止まることによってトイレを閉鎖するという状況で、代替えとしてのトイレ設備をどうしていくのかというところでございますが、県内指定避難所において、防災井戸、また井戸の状況、水の状況、そしてトイレの状況というのが、どういうものだったのかということを経験委員会でご報告をしておりましたから、その点についてどういう状況なのか、お教えいただければと思います。

唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま、仁木委員より、避難所における水及びトイレ等の問題について御質問を頂きました。

まず、避難所におけるトイレの現状について御説明をさせていただきます。仁木委員のお話のとおり、発災直後は水道はもとよりトイレそのものが使用できないことを前提に、携帯トイレや簡易トイレの設置を進める必要がございます。

避難所を開設する市町村においては、現在、全ての市町村において、携帯トイレや簡易トイレを備蓄しております。

一方、個々の市町村の備蓄の内容や数量につきましては、ばらつきが見られるところで

ございます。

このため、県では新たな備蓄方針を策定することにしており、それぞれの避難所で大きな格差が生じないように、徳島備蓄モデルとして備蓄しておくべき物資の標準化等を検討するなど、携帯トイレをはじめ、市町村における備蓄をしっかりと支援してまいります。

あと、避難所における飲料水以外の生活用水等の確保手段でございます。避難所における飲料水以外の生活用水の確保手段につきましては、防災井戸や耐震性貯水槽とか、学校のプール水や雨水、河川水等をろ過する浄水器の整備など、市町村においては、生活用水の確保のために、このように複数の手段を組み合わせる必要と考えております。

仁木啓人委員

2 点目にお伺いしたいのは、水の部分を複数の手段で対応することが必要だという話なんだけれども、現状はどうかということをお教えてください。

唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま、仁木委員より、現状の把握について御質問を頂きました。

現在、県では避難所における備蓄物資や耐震性貯水槽、防災井戸等の生活用水確保等を含めました市町村における南海トラフ巨大地震対策の進捗状況を調査及び取りまとめ中でありまして、取りまとめ次第、公表させていただきたいと考えております。

仁木啓人委員

その取りまとめというのは、いつぐらいからされたのか。

実際のところ、必要な数字だと思うのです。例えば、市であれば人口が多いから、町村においては、予算の部分がということもあると思います。

そういうことを分析しなければいけないけれども、この数字というのが、一番大事になってくると思うのです。

そこら辺を平準化させて、県が広域行政の補完として、どう支援をしていくのかということが、今から大事になってくると思うのです。

皆さん御承知のように、事前委員会で申し上げてから、1 週間弱経っているんだけど、水の状況はどうか、少なくとも防災井戸がどれぐらい普及しているのかということは、調査しておいてほしかったです。時間があつたので、その部分は把握をしてほしかった。それは言っておきます。

一応、県政の調査として、この場を開いていると思うので、その点については、しっかりと受け止めていただいて、ただ単に聞いているだけでなく、その数字を基に議論をしたいのですから、その点をお願いしたいと思います。

この全般調査については、いつぐらいのめどになるのか教えてください。

明星防災対策推進課長

ただいま、仁木委員より、生活用水を含めた市町村の備蓄状況についての報告の御質問

を頂いております。

現在、県のほうで鋭意取りまとめをしておりますので、できるだけ速やかに公表したいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

仁木啓人委員

詰めるわけではないのですけれど、いつからし始めたのか、私は気になるのです。

例えばどういう状況になってからし始めたのか、例えば能登に行ってからし始めたのか、それとも先週からし始めたのか、極端に言ったら、これでめどが分かるわけではないですか。早く状況を知らなければいけないです。

質問の方向性を変えますけれど、結局、私が一方的に言っていますけれど、その指定避難所に、今までは食料とか、飲料水とかいう話がずっとあったわけですが、そういった水とトイレの部分というのが必要だという認識があるのかどうかというのだけ教えてください。

唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま、仁木委員より、避難所における水等の必要性の認識について御質問を頂きました。

仁木委員がおっしゃるとおり、今までは飲料水がメインでございましたが、お風呂でありますとか洗濯等の生活用水を確保するのも非常に重要なことだと考えております。

今後も避難所のＱＯＬの向上に資するため、生活水の確保に向けて、市町村と共に推進してまいりたいと考えております。

仁木啓人委員

そういった形で認識は持っていただければいけないのですが、公共の福祉の根幹というのは水と衛生管理になってくると思うので、今後、数字が出た後に、我々も早く知りたいですから、その状況はどうかというのを、委員にはまた個別にでも言っていただければ有り難いですし、またそれを基に、早々に配備であるとか、支援の計画というのをしっかりと立てていっていただきたいということは、申し添えたいと思います。

それと一つというならば最近、HUGという避難所運営カードゲームがあるのです。これは、避難所に来る地域の方々であるとか、例えば海陽町のほうから来る方が、途中で通行止めになったから避難所に来るとか、いろんなことを想定したカードゲームで、これを地域防災でやっていこうというので、一応私もやったのですけれども、非常に勉強になりました。

その時に、一番最初にやらなくてはならないとなったのは、避難所でしっかりとした動線を取ることというのと、もう一つはトイレを使えないようにするのが始まりになるのです。

トイレが使えなくなったら、トイレをどうするかといったら、簡易トイレです。簡易トイレでしたら、簡易トイレを埋める場所を作らなければいけない。次にしなければいけないのは、穴を掘る作業をしなければいけない。穴を掘ってその中に入れるという作業をし

なければいけない。だからこの作業の中で効率よくしていくためには、簡易トイレだけでは、僕は駄目だと思うのです。

徳島県内というのは、合併浄化槽であるとか、浄化槽の普及というのは、さきの予算でも上げられていたと思いますけれども、県も自治体も普及率を上げていっているわけです。予算を付けてでもやっているんです。

だから、合併浄化槽とか浄化槽というのは、そのままその中に直接、排せつをするということができます。技術的に可能で、いわゆるマンホールトイレというものです。

衛生面で言っても、排せつ後の物を運んだり、運搬をしたり、プロがするのと違います。避難所の運営というのは、避難をしてきている地元の人がしなければいけないんです。だからその人らの衛生面も考えたときに、何でもかんでもできないけれど、マンホールトイレがあるほうが、本当は一番効率がいいのではないかと。

マンホールトイレというのは、浄化槽の上のマンホールを除けて、その上に据え付けたらいいだけです。簡易トイレだったら、箱を組み立てて、その上にこうやって、それを1回、1回、外していかなければいけない。そういう作業の違いでいったら、今話しても分かるように、効率も衛生面もそちらのほうがいいのではないかなって思うわけなんです。

だからマンホールトイレについても、しっかりこの部分を調べておいてほしいということでお聞きしたい。

併せて、もう一つはプールが老朽化で廃止になっていっている所がいっぱいあるんです。先ほど、プールの貯水という話がありましたけれど、プール貯水が実際に現実的なのかといえば、そこは内部で相談をしなければいけないと思うのです。

ただし、一番貯水量が多いから、プールが現実的なのであれば、防災でも、火災が起こったときでも、ためておいたらいいのではと思う時があるけれど、廃止になっているところは、みんなためていないところが多いです。

だから、ためているかためていないか、そういったことも含めて調査をしたほうがいいと思います。

この2点、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま、仁木委員より、2点ほど御質問を頂きました。

まず、マンホールトイレの認識等でございます。先ほど申しましたように、トイレにつきましても、携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ、様々ございます。発災に対応するために、様々なトイレを用意する必要があると思います。

その中で、マンホールトイレというのも、仁木委員の御指摘のとおり、徳島県は浄化槽が多くございますので、非常に有効な手段の一つだと認識しております。

また、マンホールトイレの現状でございますが、発災時のマンホールトイレの活用につきましては、下水道管でありますとか、浄化槽が被災していないということが前提にはなるのですが、市町村の備蓄状況で申しますと、昨年度、令和6年11月1日時点で、19市町村において290基が備蓄されております。

それとあともう1点、プールの水ですが、仁木委員がおっしゃるとおり、プールの水につきましても、様々な利点もあれば、問題点もあろうかと思えます。

その中で現在、市町村の各避難所等の状況については、先ほど申しましたように、現時点では数字を持ち合わせておりませんので、今後しっかりと確認調査、そして取組をさせていただきたいと考えております。

仁木啓人委員

それを調査して結果が出たら、この避難所、指定避難所にはこれとこれがありますよと、可視化したほうがいいと思います。

食料とかの備蓄は当たり前になってきています。支援物資というのは三日もしたら入ってくるわけではないですか。指定避難所になってきたら、分配するようなやり方というのは、なじんでくるはずなんです。

でも、元からあるかないかという部分については、この避難所には両方ある、水はある、トイレがある、こっちにはある、ないなど、可視化したほうがいいと思います。

市町村もこれをしていかなければいけないとなるだろうし、地域においても、ないのだったら作ってよという声が出てくるはずなんです。今まで使っていないから、これは普段は必要がないと思っている地域の人が、使って初めて分かることです。

だからそれを想定しやすくするために、可視化するべきだと思いますから、その点をお願いしておきたいと思います。

時間がないので、最後にぱっと聞きますけれど、水の時期になります。いわゆる三谷川の浸水対策は、これまで聞いていますけれども、通告をしてありますから、今後どうしていくのかというのと、現状はどうなのかということ、一括して答弁いただければと思います。

それと、国土交通省における河川は、生活の治水の部分が大きいがために、居住の家に水の被害がなければ、治水が果たされているということになって、住居区域以外の所で水害が起こっていたとしても、その部分を国土交通省はあまり見ない傾向があります。

だからこそ、農業用治水という部分から、遊水地等々において、農業用排水をしていかなければいけないのではないのかということを申し上げてきております。

進捗があるのであれば、その点もお聞かせいただければと、2点お願いいたします。

香川河川整備課長

ただいま、仁木委員より、三谷川の現状と、今後の予定の2点について質問していただいております。

三谷川の浸水対策につきましては、これまで浸水被害を受けてきたことから、令和5年度から流域治水の考えの下、浸水被害軽減対策の検討をはじめ、令和6年度から阿南市との協議を開始しております。

去る5月12日には、初めて地域の代表者にも御参加いただいた三谷川流域治水勉強会を開催いたしまして、地形や土地開発の変遷や地域特有の水災害のリスクについて、共有を図ってきたところでございます。

それから次回の勉強会を 7 月 9 日に予定しておりまして、その際には土地利用の異なる上流、中流、下流、3 地域のそれぞれの代表者の方にも御参加いただきまして、現地において水害発生メカニズムを説明するフィールドワークの実施を予定しております。

こうした勉強会で頂く御意見を踏まえまして、下流から順次行う河道拡幅をはじめとする、河川改修を盛り込む河川整備計画の策定作業を進めてまいります。

加えて、近年の水害の激甚化、頻発化などへの備えを高めるため、地元への理解と協力の下で、抜本的な河川改修に先立って、当面の課題に対する流域治水対策を取りまとめ、浸水被害の軽減対策に取り組んでまいります。

2 点目の農業用の治水についてでございます。現在、浸水被害の軽減対策につきまして、地元の方との勉強会を進めている中ではあるのですが、一つは上流域で水をためる田んぼダムについて検討しております。

この対策につきまして、地元の御協力を得られるかどうかは、今後の勉強会を通じて御意見を頂き、効果的であるかどうか検証してまいりたいと考えております。

仁木啓人委員

三谷川の問題については、過去から、今の岩佐市長が県議だったころからずっと問題になっていますし、それ以前から問題になっていたんです。

それに伴って、三谷川の河川改修も改良がなされない限りは、改修工事に積極的でなかったという状況もあって、地元からしたら、ずっと待っているわけで、一定程度方向性が出たということは、改良が行われなかったとしても、改修についても積極的にしてもらわなければいけないし、止まった時間を進めていただくことが必要になってくると思いますので、引き続きよろしく願いしたいということを申し上げておきたいと思います。

最後にまとめたら、ここに集まっていたいただいている皆さん方は、雨の時期から忙しくなると思うのです。

特に、水が出たとき、河口部は大変なんです。前にもあったのですが、樋門の閉め忘れとか、いろんなものがあって、流木が入ってきて、漁師の方々が困った時期もあったりして、それに対する撤去の予算も付けてもらったりして、そういった部分で忙しいとは思っているのですが、今一度、横の連携と国土交通省等との連携も取っていただいて、その点、今回の夏の雨も乗り切っていただければということを申し添えまして、私の質問は閉じさせていただきたいと思います。

岡田晋副委員長

1 問だけ質問させていただきます。生活環境保全についてお聞きします。

環境基本条例及び環境基本計画に関することは、サステナブル社会推進課、徳島県生活環境保全条例に関することは環境指導課と、それぞれに担当課が分かれています。

今後は仕事の内容を精査して、事務分掌において担当課の在り方を再考する必要もあるかと思っています。

徳島県生活環境保全条例は、主に公害が中心で、現在の条例では人為的な行為での、自動車、家電リサイクル、生活排水対策、ごみ投棄の禁止、放置自動車の撤去などが挙げら

れていますが、時代とともに変わる生活環境の悪化対策についての項目を盛り込む必要があるかと思います。

県内各地で耕作放棄地や空き地の管理不良による雑草の繁茂について、苦情をよく耳にします。県にも各部署に寄せられていると思いますが、その対策として、県としてはどういった対応が必要とお考えでしょうか。それぞれ課ごとに見解をお聞かせください。

松本サステナブル社会推進課長

ただいま、岡田副委員長より、環境基本条例及び環境基本計画に関し御質問を頂きました。

まず、徳島県環境基本条例につきましては、環境施策の基本的な理念や県、市町村、県民など、各主体の責務、基本的な環境施策について定めたものでございます。

また、環境基本計画につきましては、基本条例の第10条の規定に基づきまして、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため定めているものでございまして、令和6年3月、国内外の情勢変化等を踏まえまして、第4次環境基本計画を策定したところでございます。

計画の基本コンセプトとして掲げます、県民が主役となって進めるサステナブルな社会の構築に向けた取組を進める上では、県や市町村、事業者、民間団体、県民、それぞれの役割に応じて、地域の実情を踏まえた適切な対策を行うことが重要と考えております。

加えて、岡田副委員長からお話のありました雑草の繁茂など、当該計画の推進に当たっては、時代とともに変わる環境を取り巻く様々な課題に対して、しっかり対応していく必要があると認識しておりますので、引き続き、市町村はじめ各主体と連携の下、計画の効果的な推進に努めてまいりたいと考えております。

加藤環境指導課長

生活環境保全条例について、お答えをいたします。

生活環境保全条例は大気や水質と言った公害の防止や生活環境保全上の対策として、今、岡田副委員長からお話もありました、自動車あるいは家電リサイクルに関する規定、廃棄物処置法に規定する不法投棄や適正処理の規制など、国の規定する各種法令の県における円滑な運用を図るため必要な事項を規定しているものと認識してございます。

今、お話にもございましたが、空き地等の雑草につきましては、県に対して、これまで、例えば、雑草処理後の草木を野焼きしている等の苦情を頂くことがございますが、繁茂自体について、場合によっては、住民の方から県へ苦情を頂くことはあるかと存じますが、これまでもなかなか環境部局に寄せられることはなく、こうした雑草の繁茂については、多くは地域の実情をよく知る各市町村で御対応いただいているものと認識しているところでございます。

岡田晋副委員長

現生活環境保全条例は啓発が目的の条例ですので、その中に、現在、そして今後、多くなる生活環境の課題である雑草問題、農地、宅地、公共用地の雑草の管理の指導について

も明記するべきだと考えます。

吉野川市においては、雑草の管理は、90cm以上とならないよう、吉野川市環境保全条例と施行規則において対策を講じています。

県条例に新たな生活環境の問題として雑草管理についての項目を追加し、県民啓発を図ることも必要だと思います。

それぞれ御見解をお聞かせください。

松本サステナブル社会推進課長

第4次環境基本計画におきまして、県民、事業者、民間団体などの環境美化の取組を促進することを、取組事項の一つとして掲げているところでございます。

その推進に向けまして、本県の環境活動連携拠点であるエコみらいとくしまにおきまして、現在、市町村や民間団体などとも連携しまして、ごみゼロキャンペーンや、ごみゼロ週間の実施、環境出前講座の開催などの普及啓発を通じまして、環境美化への意識向上や、美化活動の呼び掛けを行っているところでございます。

雑草の適正な管理につきましても、基本計画における環境美化の取組促進を図る普及啓発の中で、どのように位置付けるかを含め、効果的な手法について今後、研究してまいりたいと考えております。

加藤環境指導課長

生活環境保全条例につきましては、耕作放棄地等の管理等については、現在の生活環境保全条例の124条におきまして、自らその占有し、又は管理する土地又は建物におけるごみの散乱を防止するため必要な環境整備を行わなければならないと定められておりまして、ごみの散乱あるいは耕作放棄地等、雑草の生えている所は不法投棄の温床となりますので、そういった所の未然防止の観点から、雑草等について適切な管理を土地所有者、利用者において行っていただく必要があると考えてございます。

当課では先般、廃棄物の不法投棄撲滅に向けて、知事に出席していただき、24市町村に御参画いただき、不法投棄撲滅の共同宣言をしたところでございまして、その取組推進に向けて、来月16日に立ち上げる予定の実務担当者により組織する不法投棄等対策連携ネットワークの場を活用いたしまして、岡田副委員長から御指摘がありました、雑草を、不法投棄とかごみ散乱の防止のためにも適切管理する必要があるといった事を市町村と積極的に連携して、住民の皆様への周知啓発についても進めていきたいと考えております。

岡田晋副委員長

それでは、県民の皆さんから、よく要望のある生活環境に密着した公共用地としての道路河川に繁茂した草や木の対策についてお聞きします。

生活をされている方が非常に迷惑をされている事例をよく見かけますが、こういった対応をされていますか。道路整備課、河川整備課、それぞれ道路管理上、河川管理上の取組は当然です。

さらに、県民に迷惑を掛けず、生活環境を良くする観点で、今後の維持管理事業実施を

どうするかについてお聞きします。

香川河川整備課長

ただいま、岡田副委員長から、河川や道路に繁茂した草や木への対策について御質問を頂きました。

最初に河川に繁茂した草や木への対策について、お答えさせていただきます。

まず、県管理河川における雑草や樹木の伐採については、洪水を安全に流す観点に立ちまして、流れを阻害し、治水上、支障となっている箇所、局所的な洗堀を助長する箇所、護岸などの点検に障害を与える箇所を、また主に盛土構造であります堤防については、漏水など危険箇所の確認や、円滑な水防活動を行うため、県が管理する河川敷などにおいて除草や伐採を進めております。

伐採については、繁茂の状況に応じて適宜実施するとともに、除草については堤防敷をはじめとする河川管理区域で、主に6月から9月といった台風時期をめぐりに実施しております。

古川広志委員長

午食のため、委員会を休憩いたします。（12時11分）

古川広志委員長

それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。（13時10分）

河川整備課の続きからいきたいと思います。

披田道路整備課長

河川に引き続きまして、県管理道路における除草や樹木の剪定につきましては、主に市街地の植樹帯や歩道部、盛土断面の路肩において実施しているところでございます。

植樹帯の剪定や路肩部の除草につきましては、視認性の向上や歩行空間の確保などの交通安全の観点から、また歩道部の除草や街路樹の枝打ちは、良好な道路空間や景観を維持する観点から、おおむね草や木が繁茂する夏から秋に掛けて一体的に実施するところでございます。

また、住民の皆様からの河川及び道路といった身近なインフラの管理に関する関心が高いことから、住民参加型の官民協働型・維持管理システム推進事業を導入し、河川、道路への対応意識の啓発を併せて取り組んでいるところでございます。

引き続き、適正な河川及び道路の管理を進めることにより、堤防や道路といった土地や機能の保全、ひいては生活環境の保全の観点からも、定期的な除草や伐採の実施による良好な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

岡田晋副委員長

県民の皆さんに迷惑を掛けず、生活環境の向上のため、雑草対策の指導の項目について、今後作成される第5次徳島県環境基本計画に位置付けを行っていただき、そして徳島県

環境基本条例に明記し、更には徳島県生活環境保全条例の項目への追加を要望します。

また、それまでの間においても、今まで以上に県民の生活環境を守るための雑草対策を各部署の職員が自分の家の前の出来事として捉え、県民の皆さんから喜んでいただけるため、よりスピード感を持って取り組んでいただくことをお願いして、質疑を終わります。

古川広志委員長

他に質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

以上で質疑を終わります。

これをもって、防災・環境対策特別委員会を閉会いたします。（13時13分）